

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	プッシャ本体（右）ほか17点 （平野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	J F Eエンジニアリ ング（株）	15,357,600	平成29年10月12日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
2	シャフトベアリングA S S Yほか11点 （舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	6,156,000	平成29年10月13日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
3	ボイラー用肉盛溶接管①ほか4点 （平野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	J F Eエンジニアリ ング（株）	33,750,000	平成29年11月2日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
4	スイングパドルほか2点（平野工場） 買入	019産業用 機器	平野工場	日立造船（株）	5,838,480	平成29年11月7日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
5	スイングパドルほか3点（舞洲工場） 買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船（株）	3,726,000	平成29年11月7日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
6	調整用火格子ほか5点（八尾工場） 買入	019産業用 機器	八尾工場	三菱重工環境・化 学エンジニアリング(株)	8,939,160	平成29年11月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
7	火格子部品#1ほか7点 （東淀工場）買入	019産業用 機器	東淀工場	日立造船（株）	15,720,544	平成29年11月13日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
8	検出器#1ほか4点買入	019産業用 機器	東淀工場	富士電機（株）	800,280	平成29年12月13日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
9	A Oモジュールほか2点（西淀工場） 買入	019産業用 機器	西淀工場	富士電機（株）	2,457,000	平成29年12月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
10	クレーンバケット用部品買入	019産業用 機器	舞洲工場	(株)福島製作所	1,995,840	平成29年12月22日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

プッシャ本体（右）ほか17点（平野工場）買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するプッシャ本体（右）ほか17点は、JFEエンジニアリング(株)設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

シャフトベアリングASSYほか11点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入するシャフトベアリングASSYほか11点は、日立造船（株）設計による舞洲工場低速せん断破碎機用油圧ポンプ（P24S）の整備用部品であり、使用条件に対する材料の選定、当該機器への製作方法等、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・低速せん断破碎機設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管①ほか4点（平野工場）買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管①ほか4点は、JFEエンジニアリング（株）製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、JFEエンジニアリング（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、JFEエンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

スイングパドルほか2点（平野工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するスイングパドルほか2点は、日立造船(株)設計・施工による、加熱脱塩素化処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開であり、日立造船(株)製品だけが性能を保証できる。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

スイングパドルほか3点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するスイングパドルほか3点は、日立造船(株)設計・施工による加熱脱塩素化装置設備の主要構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行う。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

調整用火格子ほか5点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する調整用火格子ほか5点は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工された燃焼設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能である。

なお、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の製品を指定する。

業者選定理由

本製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。よって上記理由により三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場
（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称
火格子部品#1ほか7点(東淀工場)買入

2 契約の相手方
日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する東淀工場火格子部品#1ほか7点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては、製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

検出器# 1 ほか 4 点買入

2 契約の相手方

富士電機（株）関西支社

3 随意契約理由

製品指定理由

当工場の煙突入口排ガス分析計は富士電機（株）製です。今回買入する NO 検出器、SO₂ 検出器、CO 検出器、セクターモータ用電源ユニット、セクターモータは排ガス分析計で使用しており指定製品以外の部品では形状寸法の関係から取付けが不可能で、またその性能等を維持、保証することができないため、メーカー指定の部品が必要です。

よって、今回買入する NO 検出器、SO₂ 検出器、CO 検出器、セクターモータ用電源ユニット、セクターモータについては、富士電機（株）の製品を指定願います。

業者選定理由

今回買入する煙突入口排ガス分析計部品の NO 検出器、SO₂ 検出器、CO 検出器、セクターモータ用電源ユニット、セクターモータについては、製造メーカーである富士電機（株）において独自の技術により設計・製造されたものです。販売についても、富士電機（株）が行っており対象部品は同社からのみ入手可能です。

上記理由により、NO 検出器、SO₂ 検出器、CO 検出器、セクターモータ用電源ユニット、セクターモータについては、富士電機（株）と随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

AO モジュールほか 2 点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する AO モジュールほか 2 点は富士電機（株）において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機（株）の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機（株）のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット用部品買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するクレーンバケット用部品は、じん芥クレーンバケットに装備して使用するものである。当工場のじん芥クレーンバケットは、(株) 福島製作所の独自の技術により設計・製作されたものであり、他社では製作不可能である。また、バケットの性能や全体の責任をもたせる必要があることから (株) 福島製作所の選定を行う。

(2) 業者選定理由

本製品は、(株) 福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱が出来ないため、(株) 福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)